

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

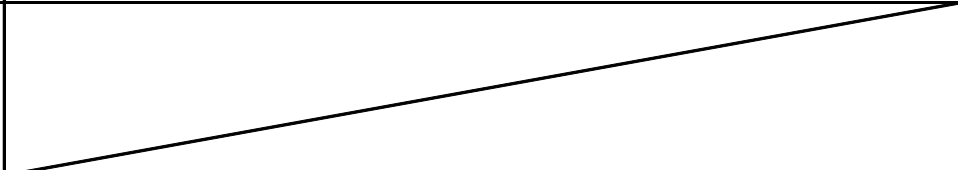
1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する当該就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定によるものを除く。)に関する事務(以下「特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の10の項 特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する当該就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定によるものを除く。)に関する事務(以下「特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第一条	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給要綱(昭和55年9月5日教育長通知)第1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>教育の機会均等</u>の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が<u>特別支援学校に就学する児童又は生徒</u>について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p>	<p>第1 この要綱は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)の趣旨をさらに推進するため、特別支援学校に就学する<u>幼児、児童又は生徒</u>(以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)及び県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令第22条3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒の保護者等に対し、法第2条第1項の規定により県が支弁する経費以外の経費に対する特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を予算の範囲内で支給することについて必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給要綱(昭和55年9月5日教育長通知) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領</p>